

## 第1回、第2回及び第3回差別事例検討部会における検討状況等について

### 1 概要

これまでに収集した差別事例等の分析を通して、差別の定義等について検討を行った。

### 2 開催日時及び検討内容等

#### (1) 第1回部会

- ・平成27年1月27日（火）
- ・部会長，副部会長の選出（部会長：大坂純副会長，副部会長：杉山裕信委員）
- ・差別事例の検討（「交通分野」）

#### (2) 第2回部会

- ・平成27年2月17日（火）
- ・差別事例の検討（「商品・サービス提供」，「医療」，「不動産取引」，「就労・労働」，「教育」，「福祉サービス」）

#### (3) 第3回部会

- ・平成27年3月3日（火）
- ・差別事例の検討（「行政」，「建物・道路・駐車場」，「情報・コミュニケーション」）
- ・差別解消の理念

### 3 検討方法等

#### (1) 検討対象事例

収集した事例722件のうち、「差別と感じた事例」528件を対象とした。「配慮を得られた事例」68件と「その他の事例」126件については事例集作成の際の参考とすることとした。

#### (2) 検討方法

事例を、「不当な差別的取扱い」，「合理的配慮の不提供」，「その他（不快な対応等）」の3つに分類し，差別等が生じる要因や改善方法について検討した。

### 4 これまでの検討のまとめ（案）

#### (1) 不当な差別的取扱いについて

##### ① 定義等について

- 障害を理由として，正当な理由なく，サービスの提供等において，拒否，制限又は条件を付けるような「行為」を「不当な差別的取扱い」と捉えた。個人の思想や言論などの「心」に関わることまで対象とはしなかった。
- 差別に該当するかどうかについて，一方からの限られた情報で判断することは非常に困難である。
- 不当な差別的な取扱いにあたるのかどうか判断するためには，差別と感じた側と差別と感じられた行為をした側の双方から話を聞く必要がある。
- 事例の中には，障害を理由とする差別というよりは，一般的な「不快な言動」にあたるものが多く存在していた。

- 拒否等を行う場合でも、正当な理由に基づくものであれば除外される。例えば、診療を断ることが認められている場合は、医師法や歯科医師法など個別法で定められている。
- 正当な理由に基づいて拒否等を行う場合においても、背景に障害者に対する偏見や無理解があることにより、サービス等の提供に積極的ではないということも推測できることから、改善策については、結局は「心」に関わる部分についても検討することが必要であるとの意見があった。
- 条例や事例集には、明らかに差別に該当しうる行為を定義づけ、これに当たる行為は「禁止」ということを市民等に周知することが必要と考えられる。

## ② 推測される要因等について

- 身体障害者補助犬法など個別法等に関する無知
- 障害特性等に関する無知から生じる、障害者等に対する無理解・誤解・偏見・不安 等

## ③ 改善策案について

- 改善策案については、予防的な観点と事案が生じた場合の個別対応的な観点という二つの観点から整理した。
  - 【予防的観点】（主に事業者や市民などを対象）
    - ・差別に該当しうる行為の周知
    - ・身体障害者補助犬法など個別法等の周知
    - ・障害特性に対する正しい理解の啓発 等
  - 【個別対応的観点】（差別事案に係る当事者を対象）
    - ・拒否等に係る正当な理由の説明
    - ・相談による仲裁
    - ・第三者機関による調整 等

## (2) 合理的配慮の不提供について

### ① 定義等について

- 障害者が日常生活等において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して個別の状況に応じて講じられるべき措置を提供しないことを「合理的配慮の不提供」と捉えた。
- 合理的配慮に係る基準については、障害者一人ひとりの障害特性や配慮が求められる事業者の状況などそれぞれの状況を踏まえる必要があることから、一律に決めることは難しく、一つ一つの事例を積み重ねて作り上げていくことが必要である。
- 情報保障の分野はあらゆるサービス提供等の根幹にあたるものである。この分野における合理的配慮の提供は、例えば視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者などにとって、それぞれの障害特性を踏まえた、より理解しやすい方法等によって、丁寧に実施されるべきものである。

### ② 推測される要因等について

- 障害特性等に関する理解の不足から生じる無理解や誤解 等

### ③ 改善策案について

○改善策案については、予防的な観点と事案が生じた場合の個別対応的な観点という二つの観点から整理した。

【予防的観点】（主に事業者や市民などを対象）

・ 障害特性に対する正しい理解の啓発 等

【個別対応的観点】（差別事案に係る当事者を対象）

・ 過重な負担に当たる場合の理由の説明

・ 相談による仲裁

・ 第三者機関による調整 等

### （3）条例のあり方等に関することについて

○条例は、差別した人を責めるようなものではなく、お互いに暮らしやすくなるための「架け橋」のようなものであることが望ましい。

○条例は、差別解消を進めていくための、呼びかけのツールや話合いのきっかけとなりうるものである。

○条例が施行されれば、それを使って、より一層、差別解消を進めていくことが可能となる。

○新しい概念である合理的配慮を市民に提示できることは非常に重要である。

### （4）相談等に関することについて

○日常的に差別事案を調整する中立の立場の仲裁機能が必要である。

○調整が整わなかった時のための仲裁機能が必要である。

### （5）差別解消のための取組み（事例集）に関することについて

○事例集は、障害特性に関する無知などによる差別を未然に防止するようなもの。

○みんな分かりあって仲良くしようというだけの事例集でなく、行為として明らかに差別だった場合はそれを事例集に明確に記載すべき。

○差別の概念も一義的でない。合理的配慮については、個別の状況によるところが大きい。法などで拾えない部分も一つ一つ紹介していけるといい。

○事例集には、改善策も記載すると良い。

○事例集については、誤解を招かないよう表現に注意が必要。

## 5 今後の差別事例検討部会の実施について（案）

### （1）実施日時

・ 第4回部会 平成27年4月16日（木）

・ 第5回部会 平成27年5月22日（金）

### （2）内容

市民や事業者等に対して、禁止されるべき不当な差別的取扱いの事例や取り組みの参考となる合理的配慮の好事例に関して、分かりやすく周知するための方策としての事例集等に関する検討を行う。